

公益財団法人総合工学振興財団

寄附金等取扱い規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条第3項の規定に基づき、公益財団法人総合工学振興財団(以下「この法人」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 通常寄附金 この法人の会員又はこの法人の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ② 公募寄附金 この法人の会員又はこの法人を含む広く一般社会に、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ③ 特別寄附金 前各号のほかに、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権も含むものとする。

(通常寄附金の募集)

第3条 この法人は常時通常寄附金を募ることができる。

- 2 通常寄附金は、毎事業年度における寄附金総額の50%を公益目的事業費に、50%を管理費に使用することが出来るものとして募集する。ただし、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは、公益目的事業費に充当することも可とする。

(公募寄附金の募集)

第4条 公募寄附金を募集するときには、募集の趣旨若しくは目的、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他寄附金の募集に必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という)を理事会に提出し、承認を求めるものとする。

- 2 公募寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めるものとする。この場合、適正な募集経費は募集総額

の30%以下であるものとする。

(募金目論見書の交付等)

第5条 公募寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付するものとする。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同し寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 通常寄附金又は公募寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第4条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

2 前項及び特別寄附金の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 この法人は、公募寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 この法人は、公募寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 この法人は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。受領に際して寄附書にて寄附金の資金使途等の意思を確認する。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が附されているときは、その受領及び取扱いにつき理事会の承認を求めるものとする。

3 寄附金が下記各号に該当する場合、若しくはそのおそれがある場合には、理事会の承認を得て

当該寄附金を辞退しなければならない。

- ① 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- ② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減を来す結果となる場合
- ③ 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不適當と認められる場合

(情報公開)

第9条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則

第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、最新の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、この法人が公益財団法人総合工学振興財団として登記した日から施行する。